

2023(R5)年度 鳥取県中山間地域買物支援事業費補助金

中山間地域等で店舗が不足している地域において、移動販売、宅配サービス、空き店舗等を活用した小売りなど、必要な食料・日用品等を供給する取組や移動販売時に行う高齢者等の見守り活動を支援します。

1. 買い物支援事業（移動販売車等導入助成）【間接】※事前審査あり

中山間地域等において、移動販売、宅配サービス、空き店舗等を活用した小売りなど、店舗が不足している地域において必要な食料を中心とした生活物資を供給する取組を支援

【主な取組例】

- 山間部の集落など、周囲にスーパーマーケット等の店舗が無い地域において、車両を使って定期的に巡回し、移動販売を行う取組
- 店舗が撤退した地域において、空き店舗等を活用して開業し、不足する生活物資を供給する取組等

- 1) 補助対象経費** 店舗の購入、改装に係る経費／車両購入またはリースに係る経費／移動販売事業継続に係る車両等導入経費（特定の品目に限定した移動販売を含む。）／事業に必要な機械・設備等購入・リース・修繕に係る経費／ハード整備と一体的に実施する事業（PR活動等）に要する経費等
- 2) 事業実施主体** 市町、市町長が必要と認める個人事業者、企業、農商工団体、広域的地域運営組織、集落、NPO、その他住民団体等
- 3) 県補助限度額** 1事業あたり500万円（補助率：県1／2）※市町任意負担
（更新は1台あたり300万円（補助率：県1／3）※市町は別途、事業費の1／3負担
※複数市町を跨る移動販売事業を開始する場合は、市町負担を要せず県単独で補助が可能
- 4) その他**
 - ・書類審査及び審査会により採択の可否を決定する
 - ・移動販売は販売場所が店舗のない中山間地域集落を過半数含み、食料品を中心に等概ね10品目以上を取り扱うこと
 - ・特定の品目に限定した移動販売の新規取組に係る経費は原則補助対象外とするが、複数の業者が連携して同時販売するなど食料品等概ね10品目を達成する場合は補助対象とする
 - ・車内で調理加工した食品等を販売する移動販売は全て補助対象外とする

2. 買い物支援事業（移動販売車運営費助成）【間接】

食料品等概ね10品目を取り扱う移動販売車の運営に要する経費を支援



- 1) 補助対象経費** 燃料費／車検費用／修理費／備品購入費（タイヤ等）
- 2) 事業実施主体** 市町、市町長が必要と認める個人事業者、企業、農商工団体、広域的地域運営組織、集落、NPO、その他住民団体等
- 3) 県補助限度額** 1台あたり100万円（1年目）、70万円（2年目）、40万円（3年目）
（別途条件を満たす場合、追加で7万円／年）（補助率：市町負担額の1／2）

		交付1年目	交付2年目	交付3年目
交付額	一般	補助対象経費×1/2 上限1,000千円／台	補助対象経費×2/3×1/2 上限700千円／台	補助対象経費×1/3×1/2 上限400千円／台
	特例	活動地域内に事業所がある中小企業者で見守り協定業者かつ辺地等集落対象事業者 ・補助対象経費×1/2（上限1,000千円／台） ・ストックヤード運営費 70千円／台／年		

※複数市町を跨る移動販売事業を開始する場合は、市町負担を要せず県単独で補助が可能

- 4) その他**
 - ・食料品等概ね10品目を店舗のない集落を中心に販売している場合は、個人導入等でも対象
 - ・販売品目の異なる移動販売車が連携して、概ね10品目を同時に販売する場合も対象
 - ・助成期間は3年間を限度とし、逡減方式とする
 - ・ただし、活動地域内に事業所がある中小企業者で、見守り協定事業者かつ小規模高齢化集落及び辺地集落を対象とする事業者にとっては、助成期間限度及び逡減方式を免除する
 - ・「買い物福祉サービス支援事業」の対象車は本事業の対象外

3. 買い物福祉サービス支援事業【間接】

中山間地域等において、見守りの必要や世帯を対象に定期的に訪問する移動販売業者を確保し、事業者が見守りと同時に困りごとを聞き取り、対応可能な他の事業体等へ連絡するサービスを実施する取組を支援

買い物福祉サービスのイメージ

移動販売事業者（＝見守り支援員）

常設店舗営業、定期的な移動販売と合わせて高齢者等の見守りを市町から受託

受託内容：要見守り者に対して定期的な訪問

- ①見守り 健康状態、生活状況等
- ②買物支援 食料品、日用品等の受注、配達等

■事業者メリット

新規顧客の開拓、商品の受注増加

市町福祉担当課

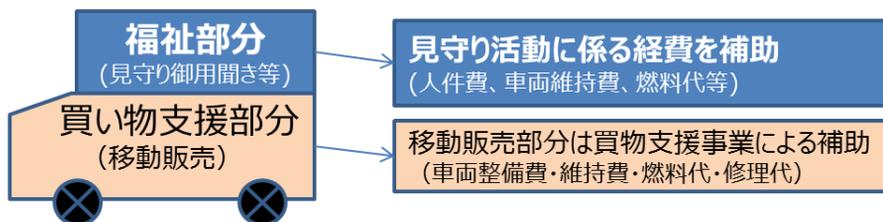
市町から、要介護に至らないまでも、見守りの必要な高齢者や移動販売を必要としている高齢者等に対する見守りを委託

■市町のメリット

住民に対する細やかな目配りが可能
⇒安心安全な住民生活の確保



定期的な
情報交換



- 1) 補助対象経費** 地域への説明、集落調査等に必要経費（印刷製本費、謝金、使用料等）／買い物福祉サービス実施に係る経費（委託費又は補助金、旅費、賃金、需用費、借料・損料、燃料費等）／その他事業実施に必要な経費
- 2) 事業実施主体** 市町、市町長が必要と認める個人事業者、企業、農商工団体、広域的運営組織、集落、NPO、その他住民団体 等
- 3) 県補助限度額** 移動販売車 1 台あたり185万円（集落支援員及び地域おこし協力隊を活用する場合は 1 台あたり65万円）（補助率：市町村負担額の 1 / 2）